

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 7 月 14 日 (火) 第 123 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

○車両制限令に基づく道路の通行方法 (道路維持課取扱い) 1

## 告 示

### 鹿児島県告示第682号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により，国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として令和元年7月31日付けで指定を受けた道路について，同令第10条第2項の規定により，当該道路の通行方法を次のとおり定め，令和2年7月15日から施行する。

令和2年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 指定を受けた道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	郡元鹿児島港線	鹿児島市卸本町8番7地先から同市南栄五丁目10番41地先まで
	玉取迫鹿児島港線	鹿児島市和田二丁目8番14地先から同市南栄六丁目1番3地先まで

#### 2 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

交差点における左折又は右折にあたっての誘導

- (1) 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる交差点（十字路，丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは，他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように，当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

左 欄		中 欄	右 欄	
県道	郡元鹿児島港線	鹿児島市南栄五丁目（交通安全教育センター前交差点）	市道	にわ都市南線
市道	にわ都市南線	鹿児島市南栄五丁目（交通安全教育センター前交差点）	県道	玉取迫鹿児島港線

- (2) 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる交差点を右折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは，他の車両等との衝突の危険を生じさせないように，当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

左 欄		中 欄	右 欄	
市道	にわ都市南線	鹿児島市南栄五丁目（交通安全教育センター前交差点）	県道	郡元鹿児島港線

---

県道	玉取迫鹿児島港 線	鹿児島市南栄五丁目（交通安全教育 センター前交差点）	市道	にわ都市南線
----	--------------	-------------------------------	----	--------